

# 特定個人情報保護評価書に係る事業説明資料

平成30年9月

大阪府教育庁施設財務課



# マイナンバー制度を活用する事業

| 事業名       | 事業形態   | 個人情報保護委員会への届出の要否 | 関係法令等  |
|-----------|--------|------------------|--|
| 就学支援金事業   | 法定受託事務 | 不要               | <ul style="list-style-type: none"> <li>○高等学校等就学支援金の支給に関する法律</li> <li>○大阪府立高等学校就学支援金交付要綱</li> </ul>   |
| 奨学のための給付金 | 独自利用事務 | 要                | <ul style="list-style-type: none"> <li>○高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱</li> <li>○大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金支給要綱</li> </ul>   |
| 学び直し支援事業  | 独自利用事務 | 要                | <ul style="list-style-type: none"> <li>○高等学校等修学支援金事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱</li> <li>○大阪府公立高等学校学び直しの支援金事務処理要領</li> </ul>  |
| 卒業支援事業    | 独自利用事務 | 要                | <ul style="list-style-type: none"> <li>○大阪府立学校授業料等に関する規則</li> <li>○大阪府立学校の授業料等に関する規則第5条第9項の規定に基づく授業料免除（卒業支援）に係る運用基準</li> <li>○高等学校の授業料の免除に関する取り扱い要領</li> </ul> |
| 家計急変支援事業  | 独自利用事務 | 要                | <ul style="list-style-type: none"> <li>○高等学校等修学支援金事業費補助金（家計急変世帯への支援）交付要綱</li> <li>○高等学校の授業料の免除に関する取り扱い要領</li> </ul>  |

# マイナンバー制度に係る法令関係等

| 法令関係   | 備考                                    |
|--|---------------------------------------|
| 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律                          |                                       |
| 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 | 別表第1の項 <b>91</b><br>別表第2の項 <b>113</b> |
| 大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例                        | 別表（第三条関係）4項                           |
| 大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例施行規則                    | 第5条                                   |
| 大阪府住民基本台帳法施行条例   | 別表第2（第5条関係）                           |
| 大阪府住民基本台帳法施行細則   | 第 <b>12</b> 条第4項                      |

## 特定個人情報ファイル取扱者数

◆施設財務課担当者数：**32**人  
（職員：8人、派遣職員：**24**人）

特定個人情報ファイル取扱者数：**500**人未満

# 就学支援金支援金事業について

## 制度の概要

◆就学支援金は、平成**26**年度以降に入学した生徒を対象とし、親権者(保護者等)の所得等が支給対象要件を満たす生徒の授業料を、国が生徒に変わって負担する制度です。

※平成**25**年度以前に入学された生徒については、授業料の不徴収制度の対象となることから、就学支援金事業の対象は、全日制であれば、平成**26**年度は**1**年生、平成**27**年度は**1・2**年生、平成**28**年度は**1**年から**3**年生が対象となります。

## 支給対象となる者

◆府内の公立高校に在学する生徒において、次の①～④の要件の全てに該当する者

①日本国内に住所を有する者

②高校等を卒業しまたは修了したことがない者

③高校等に在学した期間が通算して**36**月を超えていない者  
(定時制課程・通信制課程は**48**月)

④保護者等の府民税・市町村民税の所得割額の合計額が**50万7,000**円未満の者  
(父母両方の合算額)

## 評価対象人数

| 年 度    | 平成26年度   | 平成27年度   | 平成28年度   | 平成29年度   |
|--------|----------|----------|----------|----------|
| 対象生徒人数 | 100,414人 | 193,982人 | 188,600人 | 185,232人 |
| 評価対象人数 | 200,828人 | 387,964人 | 377,200人 | 370,464人 |

※対象生徒人数：就学支援金制度の対象となる在 학생徒数（1年生は4・7月2回申請するため加算）

※評価対象人数の算出方法：対象生徒人数の保護者等の市町村民税所得割額を確認することから生徒1人に対し両親2人とし算出。

## しきい値判断

|                           |                          |
|---------------------------|--------------------------|
| ◆評価対象の事務の対象人数             | 30万人以上                   |
| ◆特定個人情報ファイル取扱者数           | 500人未満                   |
| ◆重大事故<br>(特定個人情報に関する重大事故) | 発生なし                     |
| ◆しきい値判断結果                 | 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる |

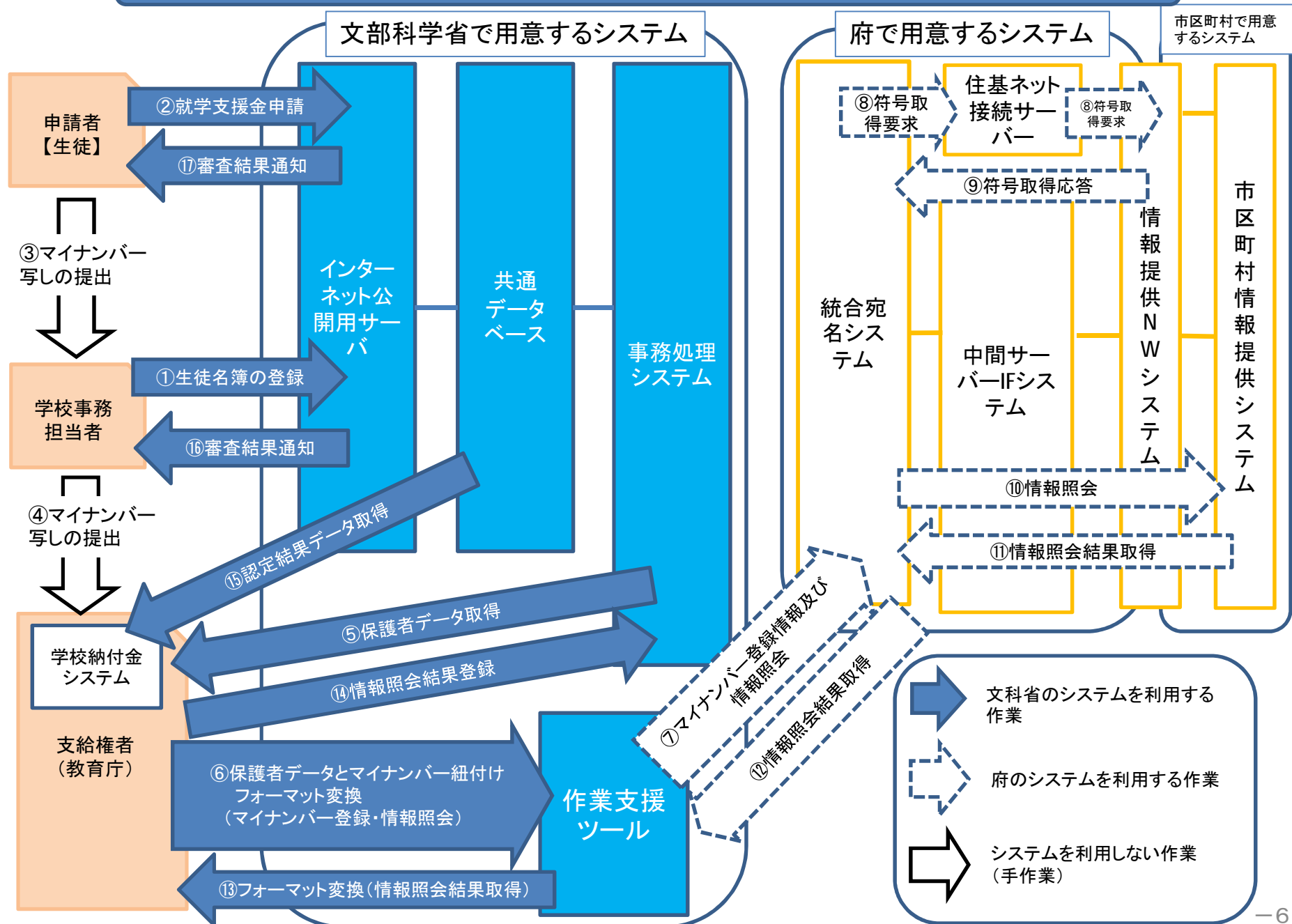
## 独自利用事務の情報連携に係る届出

◆法定受託事務により個人情報保護委員会への届出は不要

## 高等学校等就学支援金支給事務処理システムについて

- ◆ 就学支援金事業の受給認定作業を行うにあたり、平成31年度よりマイナンバー制度を活用し、課税額情報を取得を行うこととしています。
- ◆ 平成31年度からの就学支援金事業の受給認定作業を行うにあたり、文部科学省が現在開発を進めている高等学校等就学支援金支給事務処理システム（以下「支給事務処理システム」という。）を活用し受給認定作業を行うこととしています。
- ◆ 支給事務処理システムは、マイナンバー制度を活用し取得した課税額を基に認定・不認定等の判定を自動で行うことができるシステムです。なお、支給事務処理システムはマイナンバー情報を保有しない作りとなっています。
- ◆ 課税額情報を照会するにあたり、文部科学省が支給事務処理システムと同時に開発しています作業支援ツール（ネット環境下でない端末）で、支給事務処理システムから取り出した生徒の保護者等の情報に、マイナンバーの紐付とフォーマット変換を行い、統合宛名システムにより各地方自治体に課税額の情報照会を行います。
- ◆ 各地方自治体から回答のあった課税額の情報のみを支給事務処理システムに取り込むことにより、支給事務処理システムで認定・不認定の判定をすることとなります。
- ◆ 支給事務処理システムで判定された認定結果を学校納付金システムに取り込み、不認定者等に対し授業料徴収を行うこととなります。

# 高等学校等就学支援金支給事務処理システムの概要





# 高等学校等奨学のための給付金事業について

## 制度の概要

- ◆平成26年度より、全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、府内に在住する低所得世帯の保護者に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、奨学のための給付金の支給を行います。

## 支給対象となる者

- ◆申請年度の7月1日時点において、次の①～④の要件をすべて満たしている者

①保護者等(親権者全員)の府民税・市町村民税の所得割額の合計額が**非課税**、もしくは**生活保護**(生業扶助)受給世帯であること

②保護者等(親権者全員)が**大阪府内に在住**していること

③生徒が、高等学校等に在学していること(**大阪府外の高等学校等も対象**)

④生徒が、平成26年4月1日以降に高等学校等に入学していること

※保護者等(親権者)のいずれか一方がほかの都道府県に在住している場合は、生活の本拠が大阪府内にある世帯で、かつ、ほかの都道府県に対して奨学のための給付金を申請しない場合に限り、大阪府教育庁に申請できます。

※児童養護施設に入所している生徒や里親に養育されている生徒で、見学旅行費または特別育成費が措置されている場合は、この給付金の支給対象となりません。

## 評価対象人数

| 年 度    | 平成26年度  | 平成27年度  | 平成28年度  | 平成29年度  |
|--------|---------|---------|---------|---------|
| 対象生徒人数 | 10,453人 | 19,741人 | 27,378人 | 25,698人 |
| 評価対象人数 | 20,906人 | 39,482人 | 54,756人 | 51,396人 |

※対象生徒人数：就学支援金受給者のうち非課税、生活保護受給世帯に対する支給実績数

※評価対象人数の算出方法：対象生徒人数の保護者等の市町村民税所得割額を確認することから生徒1人に対し両親2人とし算出。

## しきい値判断

|                           |                   |
|---------------------------|-------------------|
| ◆評価対象の事務の対象人数             | 1万人以上10万人未満       |
| ◆特定個人情報ファイル取扱者数           | 500人未満            |
| ◆重大事故<br>(特定個人情報に関する重大事故) | 発生なし              |
| ◆しきい値判断結果                 | 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## 独自利用事務の情報連携に係る届出

◆個人情報保護委員会への届出済（平成29年12月19日）

# 学び直し支援事業について

## 制度の概要

- ◆高校を中途退学した者が再び高校で学び直す場合に、就学支援金の支給期間である**36月**(定時制・通信制は**48月**)の経過後も、卒業までの最長**2年**間にわたり継続して授業料の支援を行います。

## 支給対象となる者

- ◆日本国内に住所を有する者
- ◆高校等を卒業または修了していない者
- ◆平成**26年4月1日**以降に高校等に入学した者で、高校等に在学した期間が通算して**36月**(定時制・通信制は**48月**)を超える者
- ◆高校等を中途退学したことのある者(転学に類する退学を含む)
- ◆学び直しへの支援を通算して**24月**を超過して受けていない者
- ◆保護者等の府民税・市町村民税の所得割額の合計額が**50万7,000円**未満の者(父母両方の合算額)
- ◆最低**1月**以上、就学支援金制度の対象者であった者

※就学支援金の支給期間は満了していないが、支給上限である**74単位**に達したため就学支援金の支給を受けることができなくなった者も対象となります。

## 評価対象人数

| 年 度    | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 対象生徒人数 | 19人    | 69人    | 212人   | 295人   |
| 評価対象人数 | 38人    | 138人   | 424人   | 590人   |

※対象生徒人数：学び直し支援事業支給実績数

※評価対象人数の算出方法：対象生徒人数の保護者等の市町村民税所得割額を確認することから生徒1人に対し両親2人とし算出。

## しきい値判断

|                           |  |
|---------------------------|--|
| ◆評価対象の事務の対象人数             | 1,000人未満(任意実施)   |
| ◆特定個人情報ファイル取扱者数           | 500人未満   |
| ◆重大事故<br>(特定個人情報に関する重大事故) | 発生なし   |
| ◆しきい値判断結果                 | 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない<br>※評価の実施は義務付けられていないが基礎項目評価書を作成する |

## 独自利用事務の情報連携に係る届出

◆個人情報保護委員会への届出済（平成29年12月19日）

# 卒業支援事業について

## 制度の概要

- ◆平成**29**年度より、府立高校において、原級留置等により、就学支援金制度の期間制限を超過し、学び直し制度の対象とならない生徒の卒業を支援するため、授業料の免除を行います。

## 減免の対象となる者

- ◆府立高校に在学する者
- ◆申請の時点で卒業できないことに、やむを得ない理由があると校長が認めること
- ◆期間制限を超過した後、**1**年以内に卒業できる見込みがあると校長が認めること
- ◆親権者(保護者等)の所得等が就学支援金の要件(※)を満たすこと  
※保護者等の府民税・市町村民税の所得割額の合計額が**50万7,000**円未満の者  
(父母両方の合算額)
- ◆就学支援金の期間制限(全日制で**3**年間、定時制・通信制で**4**年間)内に卒業できないこと
- ◆学び直し支援の対象とならないこと(一旦退学して学び直した生徒でないこと)

## 評価対象人数

| 年 度    | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 対象生徒人数 | —      | —      | —      | 208人   |
| 評価対象人数 | —      | —      | —      | 416人   |

※対象生徒人数：卒業支援事業免除実績数

※評価対象人数の算出方法：対象生徒人数の保護者等の市町村民税所得割額を確認することから生徒1人に対し両親2人とし算出。

## しきい値判断

|                           |                        |
|---------------------------|------------------------|
| ◆評価対象の事務の対象人数             | 1,000人未満(任意実施)         |
| ◆特定個人情報ファイル取扱者数           | 500人未満                 |
| ◆重大事故<br>(特定個人情報に関する重大事故) | 発生なし                   |
| ◆しきい値判断結果                 | 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない |

## 独自利用事務の情報連携に係る届出

◆個人情報保護委員会への届出済（平成29年12月19日）

# 家計急変支援事業について

## 制度の概要

- ◆府立高校に在学する生徒の保護者等が失職、倒産などの家計急変による経済的理由から授業料の納付が困難になった場合、授業料の減免による緊急の支援を行います。

## 減免の対象となる者

- ◆府立高校に在学する者
- ◆所得要件を除けば就学支援金・学び直し支援金の受給資格を得られる者
- ◆主として生計を維持する保護者が、
  - ①勤務先の倒産
  - ②経営状況の悪化による解雇
  - ③経営状況の悪化による廃業(自主廃業でない場合) 等により失職した場合

※勤務先の経営状況の悪化に伴う家計急変により授業料の納付が困難となった場合のみが対象で、病気、けが等に伴って家計が急変した場合等は、対象となりません。

## 評価対象人数

| 年 度    | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 対象生徒人数 | 2人     | 3人     | 1人     | 3人     |
| 評価対象人数 | 4人     | 6人     | 2人     | 6人     |

※対象生徒人数：家計急変支援事業免除実績数

※評価対象人数の算出方法：対象生徒人数の保護者等の市町村民税所得割額を確認することから生徒1人に対し両親2人とし算出。

## しきい値判断

|                           |                        |
|---------------------------|------------------------|
| ◆評価対象の事務の対象人数             | 1,000人未満(任意実施)         |
| ◆特定個人情報ファイル取扱者数           | 500人未満                 |
| ◆重大事故<br>(特定個人情報に関する重大事故) | 発生なし                   |
| ◆しきい値判断結果                 | 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない |

## 独自利用事務の情報連携に係る届出

◆個人情報保護委員会への届出済（平成29年12月19日）